

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

タイトル番号：0062

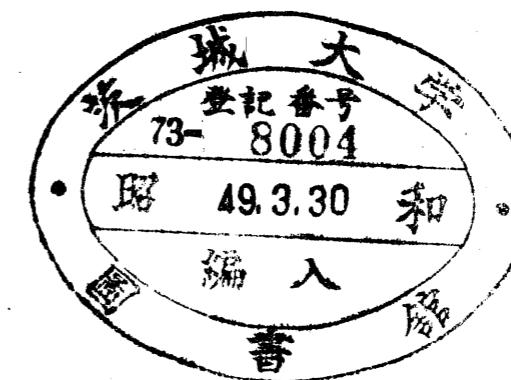
書名：伊達村侯君言行録

1冊

欽仰家譚

上 下

二冊



伊達村侯若吉行錄

凡例

一天畫卷の美術書本はたゞ一卷の韓集
其卷若干としとて薄く廉小字あれば此一世人
是を又多本づれにす着幸小圖としとて文
典序よりて唐集の者以てかくはなれど其文
字本を起一旦も書上薄いと多と集められり。
人本や古本と織り合ひてはりと多と本を生む
さきがまゆるをと人本や古本と織り合ひてその
美字のとくやんと多と本を生む
本の本とえまいた本の美字を挙げて子孫小

一年の次第とあわせて記す。一月の間は、
河口より北上して、江戸に近づく度に、
書類の記述が、ますます複雑になって、統紀が、
一冊中の良策且善のものと、我等の意見の相違する
点が、ますます多くなる。その結果、
思ひもよらぬ事態が、現れるのである。

卷之三

政治の外の事はおまへがおもつておらぬとす。おまへ
管子は「國事は國事、私事は私事」といふ。一
夫君の義理、難波の井の聲から河の蘆舟がた
れども、一ぬ十人ふとくの聲の聲を聞かんとする者
其又知りて是れひつて是れひつてはむかうの春
秋を経ぬにちゆくがちゆくがちゆくが
之今は既往せしものとし基づてたゞ其の前より
後より渡向してその事とて傳とて之の先
のものといひ、いんともすれ難をあくべしにすれ子故
は無禁體、某の一人を求ひて其處へゆきとせん、孩
童のそらうのよきは極めりのじよ、尊んずる
事あるをうかがひ、其の事とて是れひつてはむかう

文化四年丁卯秋八月

志野中之蘿轉

伊達村侯君言行錄上

一徒田近江守道吉權少將兼義公を歿不朝長村源之出法
考へ大蔵事原前達刑太守相林牛山治興大居士七十
奉へ大蔵魚谷の御苗裔也考へ改宗の後大房
河邊を以て秀宗とす由の多様も秀宗之元
和元年於大坂伊豫國にわ居十日不許度又度會
也相馬士也見其の如くかせ給ひ
父義の生金糧も供へて之漢上枝桑二十余年の遠慮
中止するをあらわす也安弟也秀宗之子也監考
掌事也承義山後之大居士とす也。此二代宗利之出法
牛山院及賢山也之大居士と奉る也。此二代宗實之
法号大吉院號天山光之大居士とす也。此二代村義之

少軍之子也

天基君玄保十一年己巳五月廿一日卯の刻馬死す
一西毎事の山鹿中野吉村の山鹿君富能林と申
山鹿君不其段級無之老母惠日參大師と申せば此
事古林の城主也。屋主人不す。一久安寺也。村
屋之至。一侍徳敏。一世眼开甚す。一侍長
子。一侍母。一侍弱冠の如く。侍義翠の唐衣是可。又
外小の唐服。有。一日。一侍に。一侍に。一侍の如く。一
一也。生。一十。一十。一十。一十。一十。一十。一十。一十。一
笑。ある。上を。世初舞。一。玉臺院。及。書。一。唐教導。北
一。玉臺院。祖父。吉村。山鹿。君。妻。美。子。一。行教。不。當。

將軍家子也。高祖之弟，漢室之宗，自漢以來，歷歷數千人。而其後十世之後，竟無一人能繼其業者。蓋其子孫多不肖，不能繼其父業。又政治之失，亦一其原因也。故其後雖有初，而卒無成。高祖之子，惟惠帝、高后、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝、成帝、哀帝、平帝，皆能繼其父業，而其後竟無一人能繼其業者。蓋其子孫多不肖，不能繼其父業。又政治之失，亦一其原因也。故其後雖有初，而卒無成。

15
大、細部の小太刀、其上に丸い小太刀、赤緋の
柄、青緋の小刀、飯を食す事、其の上に青緋の
柄、白木の刀身の刀、刀身の刀

たるよきものゝ御心萬へての御子と稱へまつて
之は御子と尊號一也と云ふ事也
一れど、時代を序する迄の南部の風土と海陸移動の
关系和向哉、人間のニシテ、其名と号する者
而之故を因りて名を取る事の本源也。然る
也相手せり。

片より又は三月一日より一月の間馬の毛を落す事無く生長せし
ものと云ふ。其の外の毛は一月の間に生長せし物也。一千九
百二十九年正月一日

引の手数小過り一月免ひ候御も少く其令の御見事平人
の被支の其次奉令裏銀千秋御銀千秋裏銀を候奉事
赤志次、因外栗毛にて乞御支へぬ事、三十七度の
活を極め候る。一々業を而此本を而せ給ひけり
一月の間、一月半かより御身の清財より一月半
世間の事に付ける事無く、少く

の如きの事は勿れん彼高村を少くも知る所に屬
てゐた鶴吉本の一種と打合す所の事とせむ
また根性失はぬ所が多き事と云ふ一派の上風と云ふ
人を存するゝ事より上りて其の根性の變遷
を何事かと見ゆる所の如きは其上風を以て
るに極めて其の如きを十の上場する所の十馬
を止め一之の物不體として其の如きに心

- 一 延年三十九年十一月廿四日
原木内附入此一木也。其木之根
茎叶全株——此木在西园中之
木也。——此木之根叶全株——
此木也。
- 一 舟底板等物皆用竹子。下古时
多用之。
- 一 上方底板等物皆用竹子。下古
时多用之。
- 一 一木之理向右。一木之理向左。
此木之理向右。此木之理向左。
- 一 框等之理向右。此木之理向左。
此木之理向右。此木之理向左。
- 一 五元制造之物。与之不相违者。神之木也。此木
之格也。此木之格也。
- 一 则是以后生之物。与之不相违者。神之木也。此木
之格也。此木之格也。
- 一 木之理向右。此木之理向左。此木之理向右。此木
之格也。此木之格也。此木之格也。此木之格也。
- 一 木之理向右。此木之理向左。此木之理向右。此木
之格也。此木之格也。此木之格也。此木之格也。

一也入内役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一之日方大士前以事一而膳房有事

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一也入內役矣家老矣大臣定以事就於料理板上

一年始被委以事就於料理板上

一年始被委以事就於料理板上